

※ 特別な事情（失職、転職、その他著しい収入減）により採用された方につきましては、第1回目の貸付が受けられない場合があります。

- 黒のペン又はボールペンで記入してください。
消せるボールペンは使用できません。

- 記入事項を訂正する場合、
定規で2本線を引き、その上部（余白）に書き直し、2本線の上に借用証書に使用したハンコを押してください。

（例） 大阪市都島区網島町6番20号
大阪市中央区谷町2丁目2番20号

- 印鑑が違っていた、不鮮明等で押印し直す場合は、二重線を引き、印鑑欄の近くで、当該者欄内に押印してください。（印が重ならないように押印してください）

氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ	実印
外国人の方は、本名を記入してください。	(フリガナ)	実印

《進学先学校名欄》

- ・進学する学校名、学科名（コース名）を記入してください。（普通（科）、総合学（科）、進学（コース）等）
- ・該当の課程を「○」で囲んでください。

《借用人欄》

- ・生徒本人が自署・捺印してください。
- ・生徒本人が返還の責任を負います。

《連帯保証人欄》（※申請時の連帯保証人は右上に印字）

- ・連帯保証人本人が自署・捺印してください。
- ・必ず、実印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を捺印してください。

《親権者同意欄》

- ・生徒の親権者である父・母が、各自自署・捺印してください。
- ・母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いて下さい。
- ・後見人が親権を行う場合は、後見人の字句を「○」で囲み、続柄を記入してください。

各自が自署し、各自のハンコを押してください！
※スタンプ印は使用しないでください！

（障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。）

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

「進学届」と一緒に進学先の学校へ提出してください。



高等学校等
提出用

奨学資金借用証書

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
については、裏面に記載の貴会奨学資金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額（年額）は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第11条第1項）
※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第14条第1項）
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
（大阪府育英会奨学資金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条）

借入期間	借入年数	希望する借入金額（年額）	借入額計
2023年4月～2026年3月	3年 0か月	100,000 円	300,000 円

借入金額	万円	千円	百円	十円	円
¥	3	0	0	0	0

（注）この借用証書は、
記入については、

日付を記入してください

記入日： 2023 年 〇 月 〇〇 日

進学先学校名	(学校名)	〇 〇 高等	〇をしてください！ 学校 全日制 通信制 普通 科(コース) 定時制 多部制
借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ) ショウガク ノゾミ 奨学 希望	性別 男・女 生年月日 昭和 平成 西暦 19 年 8 月 17 日生 連絡先 (自宅) ***-****-**** (携帯) ***-****-****
連帯保証人	氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ 奨学 太郎	性別 男・女 生年月日 昭和 平成 西暦 52 年 4 月 10 日生 連絡先 (自宅) ***-****-**** (携帯) ***-****-****
親権者同意欄	父(後見人)続柄	氏名 (フリガナ) ショウガク タロウ 奨学 太郎	生年月日 昭和 平成 西暦 52 年 4 月 10 日生 電話 (自宅) (携帯) ***-****-****
	母	氏名 (フリガナ) ショウガク ハナコ エリザベス 奨学 花子 エリザベス	生年月日 昭和 平成 西暦 1978 年 1 月 1 日生 電話 (自宅) (携帯) ***-****-****

※「同上」・「//」などの同上記入は不可です。

受付番号
-23-29999

借用人 ショウガク ノゾミ
連帯保証人 ショウガク タロウ

※申請時の連帯保証人

以下の学校 **以外** へ入学する場合は、収入印紙の貼付が必要です。

・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部
・専修学校高等課程 ・高等専門学校

＜収入印紙貼付金額＞

借入金額が、
・ 10万円超、50万円以下 → 400円
・ 50万円超、100万円以下 → 1,000円
・ 100万円超、500万円以下 → 2,000円

《借入期間等》

【借入期間】 卒業予定までの期間
【借入年数】 卒業までの正規の最短修業年限
【希望する借入金額（年額）】
進学届に記入した「希望する借入金額（年額）」
【借入額計】 借入年数 × 希望する借入金額（年額）

例）最短修業年限が3年の場合

・希望する借入金額（年額）が 100,000円
× 3年 ⇒ 借入額計：300,000円
・希望する借入金額（年額）が 200,000円
× 3年 ⇒ 借入額計：600,000円

《借入金額欄》

★ 借入金額 = 借入額計

上の【借入額計】と同じ金額を記入してください。

※「借入金額」を間違えた場合は
訂正できません！！
（育英会に連絡してください。）

「学校が指定した日」、もしくは「4月10日（月）」までに進学先の学校へ提出してください。
（※学校が期限を指定している場合は、その期限を優先してください。）

大阪府育英会のホームページに
「貸付限度額（年額）」の算出
シートを用意しておりますので、
ご利用ください！！